

玉名市

こども計画

令和7年度～令和11年度

概要版



1. 玉名市こども計画とは

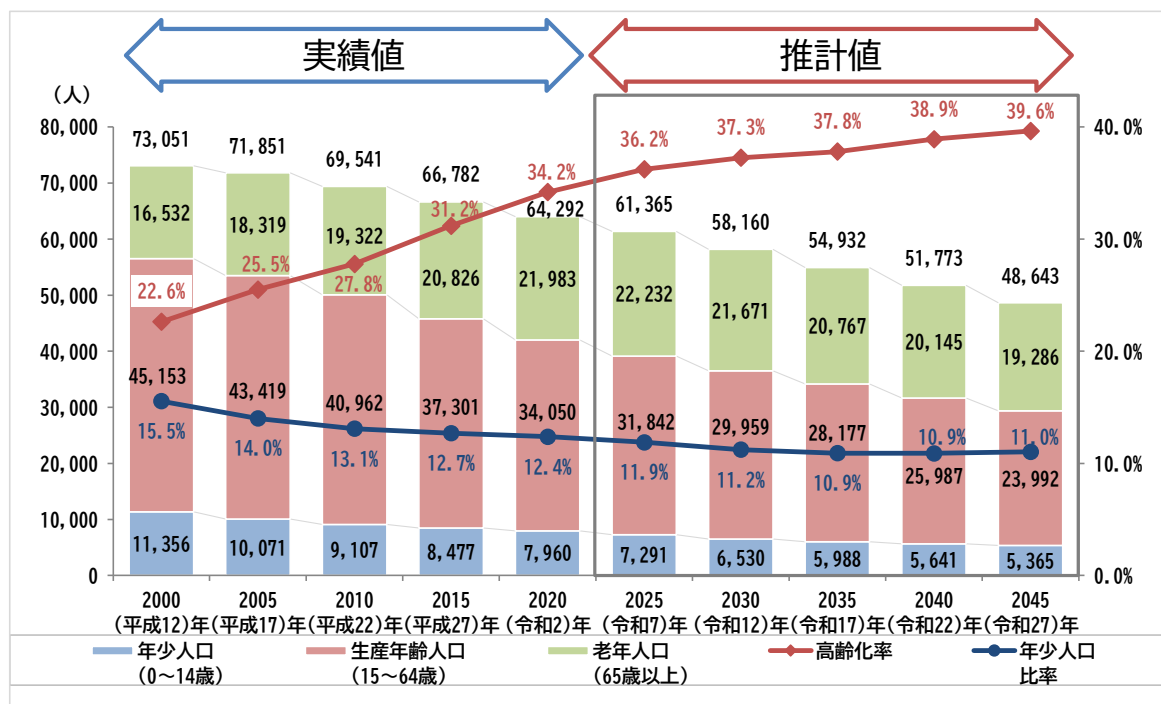
地域ぐるみで子ども・子育て支援を推進するための総合的な計画です

このたび、「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が2024年度で満了となることから、これまでの取組やサービスの内容を継承・発展するとともに、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした「こども基本法」に基づく「玉名市こども計画」として新たに策定し、本市のこども・若者に向けた施策を総合的かつ強力に推進することとします。

2. 玉名市の子どもと家庭を取り巻く状況

■玉名市の人口の推移と今後の推計

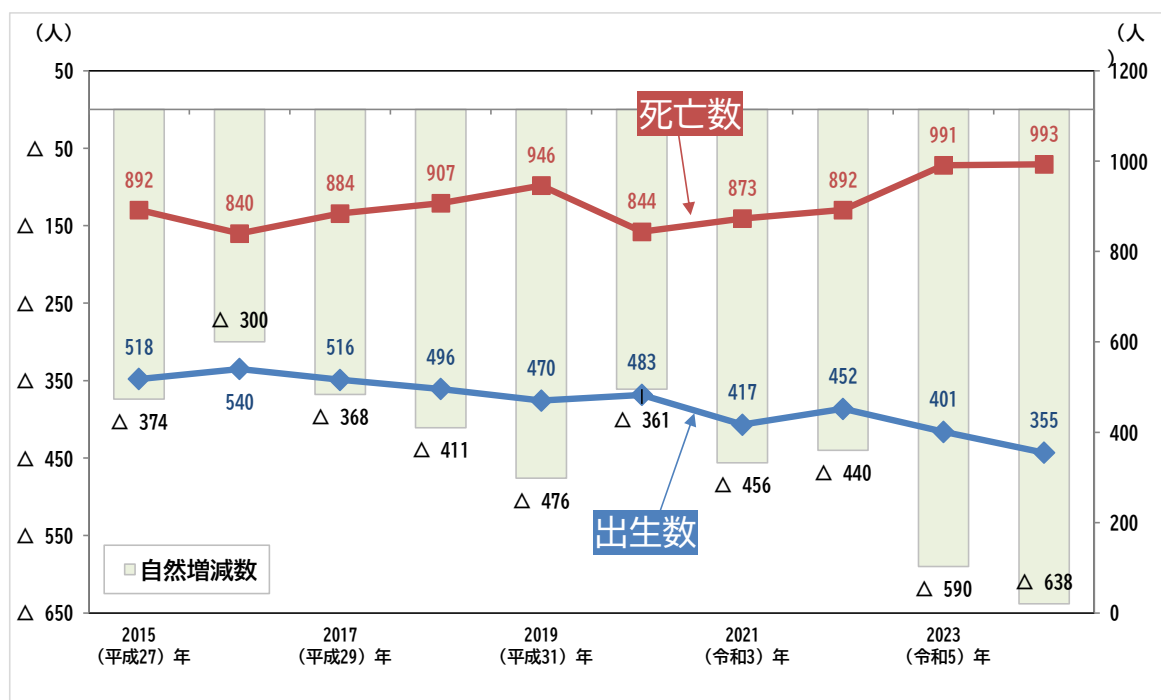
本市の人口は年々減少しており、その傾向は今後も続いていくことが予測されます。



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

■出生・死亡の推移（自然増減）

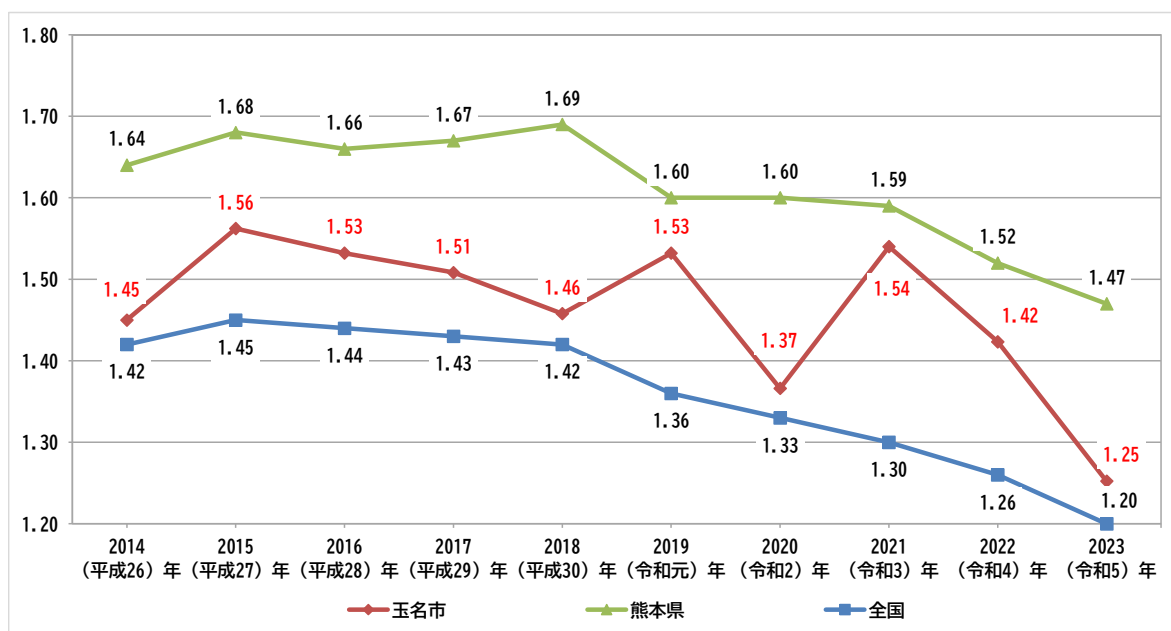
出生・死亡の推移をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向となっています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

■合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、減少傾向にあり県よりも低くなっています。



出典：女性人口（住民基本台帳各年1月1日時点）、出生数（熊本県人口動態調査）
※女性人口と出生数を元に独自に算出しています。

■令和11年までのこどもの数の推計（0歳～11歳）

0～11歳のこどもの数の推計では、令和7～11年の各年の合計数は減少傾向にあります。

単位 (人)	基準値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	334	324	316	308	300	290
1歳	410	344	334	326	317	310
2歳	416	412	346	336	327	319
3歳	428	424	420	353	342	334
4歳	475	429	425	421	354	343
5歳	478	477	431	427	422	355
6歳	518	478	477	431	427	423
7歳	540	519	479	478	432	428
8歳	552	543	521	481	480	434
9歳	557	553	543	522	481	481
10歳	558	558	553	544	522	482
11歳	562	558	558	554	544	522
合計	5,828	5,619	5,403	5,181	4,948	4,721

3. 計画の基本理念と基本目標

玉名市では、これから玉名市の未来をつくっていく子どもたち・若者たちを育んでいく環境づくりを目指し、計画の基本理念を「すべての子ども・若者たちの笑顔を求めて～みらいをつくる こどもと若者のまちへ～」として、様々な取組みやサービスの充実を推進していくこととします。

基本理念

すべての子ども・若者たちの笑顔を求めて

～みらいをつくる こどもと若者のまちへ～

■基本目標

基本目標	施策
1. 玉名市の全ての子どもが持つ権利の保障	(1) 子どもが権利の主体であることの理解促進 (2) 子どもの意見表明とその尊重
2. 母子保健に係る施策の充実	(1) 妊産婦等への保健施策 (2) 乳幼児期における保健施策 (3) 学童期及び思春期から成人期における保健施策 (4) 生涯にわたる保健施策 (5) 子育てや子どもを育てる家庭の支援
3. 子どもの成長段階に応じた支援の充実	(1) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保 (2) キャリア教育の推進 (3) 体験活動の充実 (4) 家庭の教育力の向上 (5) 地域の教育力の向上 (6) 地域における保育力の向上と確保 (7) 青少年の健全育成の推進 (8) こども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設の環境改善
4. 子どもや若者の育ちを支える専門的支援の充実	(1) 児童虐待の防止及び支援体制の強化 (2) ひとり親家庭への自立支援 (3) 障がい児施策の充実 (4) ヤングケアラーに対する取組 (5) こどもの貧困対策 (6) ひきこもり及び不登校の支援
5. 子ども・若者の希望を実現する支援の充実	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進 (2) 若者の希望を実現できる環境の整備 (3) 安全で安心できる居場所づくりの推進

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。

本市では、教育・保育提供区域について市内全域を1つの区域に設定し、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、地域のニーズを的確に捉えながら、保育や幼児教育の量的拡充・質的向上を図ります。

※「量の見込み」：本市においてどのくらいの需要があるか定めた量

※「確保策」：いつ・どのくらい供給するかを定めた量

■市全体の量の見込みと確保方策

認定区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	266人	255人	240人	224人	206人
	確保方策	275人	275人	275人	275人	275人
2号認定	量の見込み	1,095人	1,050人	988人	921人	849人
	確保方策	1,116人	1,116人	1,116人	1,116人	1,116人
3号認定	量の見込み	882人	809人	789人	768人	748人
	確保方策	843人	843人	843人	843人	843人

■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者（保育の必要性の有無）	該当年齢	提供施設
1号認定	学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	3～5歳児	幼稚園 認定こども園
2号認定	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育の必要性あり）	3～5歳児	保育所 認定こども園
3号認定	保育の必要性の認定を受けた子ども （保育の必要性あり）	0～2歳児	保育所 認定こども園 地域型保育事業

5. 地域子ども・子育て支援事業の実施内容

地域子ども・子育て支援事業については、以下のとおりの実施内容となります。

事業名	実施内容
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
一時預かり事業	保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
病児・病後児保育事業	急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。
乳児等通園支援事業	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。
産後ケア事業	産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

6. 計画における目標数値

計画を着実に推進し計画全体の進捗状況を評価するため目標数値を設定し、子育て支援施策を推進します。

(1) こども計画策定に係る目標数値

指標		現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	こども・若者の意見を聴取するワークショップ等の開催数 (回/年)	1	1
2	病児・病後児保育事業の実施数 (箇所)	1	1
3	こどもの居場所の設置数 (箇所)	1	1
4	玉名市は子育てがしやすいまちだと感じている 市民の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	55.4%
		就学児	53.2%
5	子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談 できる場所がある保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	90.7%
		就学児	89.7%
6	子育てに不安や負担を感じている保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	64.8%
		就学児	63.7%
7	育児休業を取得した父親の割合 (未就学児・就学児保護者向け調査：%)	未就学児	12.1%
8	ヤングケアラーについて、名称も内容も知って いる保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	68.0%
		就学児	67.9%
9	今の自分が好きだと思う若者の割合 (若者向け調査：%)	58.9%	70.0%
10	自分が幸せだと思う若者の割合 (若者向け調査：%)	79.8%	85.0%
11	自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合 (若者向け調査：%)	63.8%	70.0%
12	今後も玉名市に住み続けたいと思う若者の割合 (若者向け調査：%)	35.4%	60.0%

(2) 母子保健事業の評価指標

目標指標		策定時 (令和5年)	目標 (令和11年)
1	妊娠・出産について満足していると思う者の割合の増加	91.5%	92%以上
2	低出生体重児（2,500g未満）の割合の減少	8.4% (令和4年度)	8.2%以下
3	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合の増加	91.0%	92%以上
4	この地域で子育てしたいと思う親の割合の増加 (そう思う・どちらかと言えばそう思う)	94.8%	95%以上
5	妊娠中の喫煙者割合の減少	1.9%	1.8%以下
6	3歳6か月健診で肥満度20%以上の児の割合の減少	1.5% (令和4年度)	1.5%以下
7	中学2年生男子の中等度・高度肥満傾向児（肥満度30%以上）の割合の減少	3.9%	減少
8	中学2年生女子の中等度・高度肥満傾向児（肥満度30%以上）の割合の減少	2.9%	減少
9	中学2年生女子の痩身傾向児（肥満度マイナス20%以下）の割合の減少	1.2%	減少
10	中学3年生のむし歯保有率の減少	30.0%	28%以下
11	3歳6か月健診で「体の調子がいい」と答えた母親の割合の増加	集計なし	増加
12	子どもを育てることに喜びや楽しみを感じる親の割合の増加	集計なし	増加



玉名市こども計画（概要版）

発行・編集：玉名市 健康福祉部 子育て支援課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163 TEL：(0968) 75-1120 FAX：(0968) 73-2362